糸魚川市議会基本条例

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第3条)
- 第2章 議会及び議員の活動原則(第4条-第6条)
- 第3章 市民との関係(第7条)
- 第4章 市長等との関係(第8条-第11条)
- 第5章 自由討議による合意形成(第12条)
- 第6章 政務活動費(第13条)
- 第7章 議会運営及び体制(第14条-第19条)
- 第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理(第20条-第22条)
- 第9章 補則(第23条)

附則

地方自治体は、自らの判断と責任の下に自主・自立性を保持し、地域住民の実情にあった行政運営を行う必要があり、地方議会の果たすべき役割は今まで以上に重要性を増してきている。

このような中、市長と議会議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、互 いの権限を尊重し、対等の立場で緊張感を保ちつつ、活発で質の高い議案審議を通 じて、市民の多様な意見が的確に反映できるよう、積極的に政策提言を行っていく 必要がある。

一方、議会が決定した政策の執行において、行財政運営や事務処理ないし事業が、 適法・適正、公平・効率的かつ民主的に実行されているかを監視し、分析し、及び 評価しなければならない。そのため議員は自己研さんを図るとともに資質の向上に 努めなければならない。

このような役割を果たすため、糸魚川市議会及び議員の活動原則、議会と市民、議会と市長その他の執行機関との関係を明らかにし、市民の負託に真摯に応えるため、議会の最高規範として、糸魚川市議会基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、合議制の機関である議会の役割を明らかにし、議会に関する

基本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、福祉向上と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 議会は、市政における唯一の議決機関としての責任を自覚し、市民の意思 を市政に反映させるため、公平かつ公正に議論をつくし、地方分権の原理に従い 地方自治の実現を目指す。

(最高規範)

第3条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会に関する他の条例 等を制定し、又は改廃する場合においては、この条例に定める事項との整合を図 らなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第4条 議会は、市民を代表する唯一の議決機関であることを常に自覚し、次に掲 げる事項を行うものとする。

公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民に開かれた議会を目指すこと。 市民の多様な意見を的確に把握し、政策立案及び政策提言に取り組むこと。 市長及び執行機関(以下「市長等」という。)に対し適切な行政運営が図られ ているかを監視し、分析し、及び評価すること。

市政の課題について、積極的に調査研究活動を行うこと。

地方分権の進展に的確に対応し、継続的に議会改革を推進すること。

(議員の活動原則)

第5条 議員は市民の代表として、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。

議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分意識し、議員相互の自由な討議を重んじること。

市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、不断の自己研さんに努めること。

議会の構成員として、個別的な事案の解決や、一部の団体及び地域の利害得 失ではなく、市民全体の福祉の向上を目指して活動をすること。

法令に基づくもの以外は執行部附属機関への就任はしないものとする。ただ し、議長が特に必要と認める場合は、この限りでない。 (会派)

- 第6条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を有する議員で構成し、政策立案、政策 決定に関し、合意形成に努めるものとする。
- 3 円滑な議会運営のため協議・調整の場として、各会派の代表者からなる会議を 開催することができる。

第3章 市民との関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第7条 議会は、市民に対し議会活動に関する情報公開に努めるとともに、市民に 対する説明責任を十分に果たし、その負託に応える。
- 2 議会は、本会議、常任委員会及び特別委員会(以下「委員会等」という。)を原 則公開し、市民が傍聴しやすい環境を整えるよう努める。
- 3 議会は、委員会等において参考人制度及び公聴会制度を十分活用し、市民の意見及び専門的識見を議会の政策形成に反映させるよう努める。
- 4 議会は、市民の意見を把握し、反映するために必要に応じ意見交換会を開催し、 又は市民、市民団体等から意見交換会の要望があれば、これに応じることができる。

第4章 市長等との関係

(市長等及び議会の関係)

- 第8条 議会は、市長等と常に緊張ある関係を保持し、行政事務の執行を監視し、 評価を行うものとする。
- 2 市長等は、本会議及び委員会等での論点・争点を明確にするため、議長又は委員 長の許可を得て、議員の質問・質疑に対し反問することができる。

(市長による政策等の形成過程の説明)

- 第9条 議会は、市長等が議会に提案する政策等について、提案に至るまでの経緯 及び決定過程を説明するよう求めることができる。
- 2 議会は、市長が予算及び決算を議会に提出し、議会の審議に付すに当たっては、 分かりやすい施策別又は事業別の政策説明書を作成するよう市長に求めることが できる。

(監視及び評価)

- 第10条 議会は、市長等の事業の執行について監視及び調査を行う。
- 2 議会は、予算の承認、決算の認定、監査の請求及び調査の実態を通じて、市民 に市長等の事業の執行についての評価を明らかにするよう努める。
- 3 議会は、総合計画、重要な施策等について、その経過を常に検証し、評価する。

(地方自治法第96条第2項の議決事項)

第11条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項の規定に基づき、法に定めるものを除き、必要な事項を議決事項として追加することができる。

第5章 自由討議による合意形成

(活発な自由討議による合意形成)

- 第12条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の議論を活発に行う。
- 2 議会は、委員会等において議員相互間の自由討議により議論を尽くし合意形成 に努めるとともに、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を積極的に行い、政策、条例、意 見書等の議案の提出に努める。

第6章 政務活動費

(政務活動費の活用及び公開)

- 第13条 政務活動費は、議員の調査研究の充実を図り、議会の審議、政策立案等の機能を強化するために活用することができる。
- 2 政務活動費の交付に必要な事項については、糸魚川市議会政務活動費の交付に 関する条例(平成17年糸魚川市条例第6号)に定めるところによる。
- 3 政務活動費の適正な運用を図るため、収支報告書及び研修内容の公開に努める。

第7章 議会運営及び体制

(委員会等の適切な運営)

- 第14条 委員会等は、社会、経済情勢等により新たに生じる行政課題に対し、適切かつ迅速に対応するよう心掛けなければならない。
- 2 委員会等は、議会の閉会中においても積極的な活動を行うものとする。

(議会事務局の体制整備)

第15条 議会は、議会及び議員の政策立案機能の向上を図るため、議会事務局の調査及び法務機能の充実強化並びに体制整備に努める。

(議会図書室の充実)

第16条 議会は、議員の調査研究及び政策立案能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、市民及び市職員の利用に供するものとする。

(議員研修の充実強化)

- 第17条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。
- 2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民各層等との研修会の開催に努めるものとする。
- 3 議員は、必要に応じて、研修報告書を議長に提出する。

(調査機能の充実)

- 第18条 議会は、議案の審査又は市の事務に関する調査のため、必要があると認められるときは、議決により学識経験を有する者等(調査機関の設置を含む。)に専門的事項に係る調査・報告を行わせることができる。
- 2 前項の調査機関について必要な事項は、別に定める。

(議会広報の充実)

- 第19条 議会は、市政に関わる重要な情報を、議会独自の視点から、常に市民に対して周知するよう努める。
- 2 議会は、市民が議会における決定過程及び結果に関する情報を入手することができるよう、議会だよりの発行、インターネットの利用その他の方法により広報の充実に努めなければならない。

第8章 議員定数、議員報酬及び政治倫理

(議員定数)

- 第20条 議員定数は、糸魚川市議会議員定数条例(平成20年糸魚川市条例第36号) に定めるところによる。
- 2 議会は、議会が有する機能を確保しつつ、議会改革の観点及び市民の意見等を 総合的に判断し、適正な定数を決定するものとする。

(議員報酬)

- 第21条 議員報酬は、糸魚川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 (平成20年糸魚川市条例第42号)に定めるところによる。
- 2 議員報酬の改定議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出する。
- 3 前項の規定による提出に当たっては、糸魚川市の常勤特別職及び一般職の職員 に支給される給与の状況、他市の動向、市の財政状況等を総合的に考慮するとと もに、糸魚川市特別職報酬等審議会等の意見を参考にすることができる。

(議員の政治倫理)

- 第22条 議員は、市民全体の代表者としての使命を自覚し、市民の厳粛な負託に応え、市民全体の奉仕者として人格と倫理の向上に努め、自己の地位による影響力を不正に行使し、自己の利益を図らないよう、公正で開かれた市政の発展に寄与する。
- 2 政治倫理に関わる規定は、必要に応じ別に定める。

第9章 補則

(見直し)

第23条 議会は、必要に応じて、この条例の見直しを行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。